

1 協働事業提案制度事業（平成21年度提案、22年度実施事業）について

（説明者：市民活力推進部長）

（1）主な意見等

- 市民提案型と行政提案型の具体的な違いは何か。  
→ 行政提案型については、行政側からテーマあるいは計画をあらかじめ示し、それに基づいて市民の視点から提案をいただく形のものである。これまで、市が主体となって行ってきた事業を協働化するよう提案がある。
- 公開プレゼンテーション・審査会に付議された提案はどのように絞り込まれたか。  
→ 6月から8月末にかけて事前に事業関係課との協議が行われ、協議期間内に提案団体と主たる事業担当課とがお互いに課題共有がされたものが公開プレゼンテーションに進んでいる。また、協議の中間段階、終了時点において協働事業推進委員会を開催し、状況確認を行い、成案化に向けたアドバイスを行うこととしている。
- 付帯条件が整わなければ実施できないか。  
→ 年度当初から実施できるもの、年度の途中である程度要件が整った段階から実施するものもあり、実施に当たり現段階で課題があるものについては、継続して実施に向けた調整を進めることとなる。
- 事業費について自主財源と市負担金についての基準は設けているか。  
→ 協働事業提案制度では、委託的な事業から補助的な事業に至るまで総てを扱っていることから、現段階では、特段基準は設けていない。基本的には、提案書に基づき協議の場で精査するという考え方である。
- 市の事業を協働で行うという考え方か。  
→ 新たな公共と言われるように、公共の領域が広がっている中で、行政が捉える公益的な事業と、市民が考えた公益的な事業としての捉え方は異なっているかもしれない。提案制度では、協議の中で、互いに課題を共有し、公益的な事業として認識した中で事業化に向けた取り組みを進めている。
- メンテナンス的な事業については継続することが大事だと思われるが。  
→ 制度の上では3年の継続を想定している。継続については、審査会による公開のヒアリングや事業報告会の場を通して審査される仕組みとなっている。

（2）結 果

- 原案のとおり承認する。